

上尾市身体障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 0 号

上尾市身体障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則

上尾市身体障害者福祉センター管理規則（昭和 6 3 年上尾市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「による許可」の次に「（条例第 3 条第 2 号に規定する施設等の利用に係るものに限る。次項において同じ。）」を加え、「市長」を「指定管理者（条例第 1 6 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第 3 条中「（条例第 1 6 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。





附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。